

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	9 件

兵庫国民年金 事案 1717

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和45年10月から46年3月まで

私は、昭和36年4月に国民年金制度ができたころは、家族でA市に在住しており、B業をしていた。私は、もらっていた給料から小遣いを引いた額を母親に渡しており、私の国民年金保険料は、母親がその給料の中から納めてくれていたと聞いている。その後、41年に結婚してA市からC市に住むようになり、夫婦のその後の国民年金保険料は、妻が同市の集金人に納めるようになった。

ねんきん特別便で記録を調べたところ、A市で暮らしていたころの申立期間①と、夫婦そろって納めていた申立期間②も未納とされていることが分かった。当時の保険料はそれほど高くなく、経済的にも納付できる環境だったのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納期間は無く、申立人の国民年金保険料に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料は、申立人の妻がC市の集金人に納付していたと主張しているところ、同市によると、申立人が当時居住していた地区は集金人が保険料を徴収していたとしており、申立人の主張と一致する。

さらに、申立期間②は6か月と短期間である上、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間の前後を通じて申立人の仕事や住所に変化は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、保険料の納付が

困難となる経済的な事情はうかがえないことから、納付意識の高い申立人が、申立期間②の同保険料を集金人に対して納付しないのは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、申立人の母親が保険料を納付してくれていたとしており、申立人に申立期間①当時の保険料納付や国民年金手帳に関して具体的な記憶が無い。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和41年12月ごろにC市において夫婦連番で払い出されており、申立期間①当時に在住していたA市において、申立人の同手帳記号番号が別に払い出されていたとする事情は見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 1718

第1 委員会の結論

申立人の平成14年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月及び同年9月

夫が平成9年3月に仕事を辞めてから、国民健康保険と国民年金の手続をした。国民年金保険料は、平成13年度までは町役場(当時)へ納付していたが、14年度から納付方法が変更になり、金融機関で納付していたと記憶しているものの、申立期間の領収書が見当たらない。

社会保険事務所(当時)からの回答によると、平成14年8月から15年3月までの8か月間が未納とのことだが、夫が欠かさず記帳している家計簿では、申立期間の保険料を納付した記録がある。また、預金通帳にも時期が少し後になるが、保険料に見合う金額を引き出した記録がある。

家計簿及び預金通帳は当時のものをそのまま提出するので、再度、記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年10月に国民年金に任意加入して以降、申立人の夫がA共済組合の被保険者資格を喪失した平成9年3月まで保険料の未納が無い上、同年4月から20年8月までの第1号被保険者期間についても、申立期間及び申立期間直後の6か月を除き、すべて保険料を納付しており、納付意欲の高さがうかがえる。

また、申立人から提出された家計簿の平成14年8月及び同年9月の欄には、申立人の国民年金保険料として当時の保険料額(1万3,300円)をそれぞれ支払ったとする記載が確認でき、当該家計簿を欠かさず記帳していたとする申立人の夫によると、その記載方法について、「納付した月の保険料ではなく、領収書を見ながら、8月分の保険料を8月の欄に、9月分の保険料を9月の欄に記載していた。」と主張しており、申立期間直後の6か月の未納期間について

は、当該家計簿に保険料の記載が無いことから、申立人は申立てを行っておらず、その前後の納付済み期間についても記録と一致した記載が確認できることから、当該家計簿の記載内容には信憑^{びよう}性がうかがえる。

さらに、申立人は申立期間について、「口座残高が少なくなってきたことから、自らの意思で、金融機関に口座振替の停止を依頼し、その後、所持していた納付書で保険料の納付をした。」と記憶しているところ、年金事務所によると、「オンライン記録の口座振替情報記録から、申立人には、口座振替が開始される前に、平成14年度1年分の納付書が発行されている。」と回答しており、申立人の主張と一致している。

加えて、申立人が所持するB金融機関の預金通帳には、平成15年1月31日に6万円を出金した欄に、「国民年金支払」との手書きの記載が確認できるところ、申立人は、「通帳の入出金欄にその用途を記入していた。」と証言しており、申立人は、この時点で、申立期間の保険料を所持していた納付書で納付することが可能であった上に、14年8月分及び同年9月分の保険料額は合計で2万6,600円となることから、当該金額の一部を利用して納付をしたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月

私は、2、3年前に年金記録が社会問題になったので、社会保険事務所(当時)に赴き、年金記録の照会をしたところ、平成3年3月分の国民年金保険料が未納との回答があった。

国民年金保険料は、夫婦一緒に納付しているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は夫婦共に申立期間以外の国民年金加入期間に国民年金保険料の未納は無く、夫婦の保険料に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、納め忘れがあったとしても、督促があれば納付するとしているところ、オンライン記録によると、申立期間以降の平成3年度から6年度までのそれぞれの3月分について、現年度納付期限経過後に過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立期間は、1か月と短期間である上、申立期間の前後は納付済みであり、申立期間の前後を通じて申立人の仕事や住所に変化は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年7月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から37年3月まで
② 昭和38年6月から39年3月まで

専業農家だった私の実家では、当時、年老いた父母と兄夫婦だけでは人手が足りず、私は学校を卒業すると家事を手伝っていた。農業だけの生活は苦しかったが、私の父親は、20歳になった私の下に届いた国民年金の加入手続を勧める通知書を私に見せながら、「払うものは払わんといかんたい。」と言って、加入手続を行い、私の国民年金保険料を町内の人に払ってくれていた。20歳になった昭和36年*月から37年3月までと、38年6月から結婚のためにA市に転出するまでの期間の納付記録が無いと言われ、あのころ、同居していた父母や兄夫婦も既に死亡し、保険料を納付していたことを証言してくれる者もないが、このままでは納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和36年7月から37年3月までの期間については、申立人は、その父親が国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付組織に納付していたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、36年11月に払い出されていることが確認でき、このころに加入手続が行われたと推認されることから、加入手続を行いながら、現年度納付が可能な当該申立期間について納付記録が無いとするのは考え難い。

また、当時、申立人と同居していた兄夫婦は申立期間の保険料を納付済みで

あり、さらに、申立人が居住していたB町（当時）において、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている20歳到達者は、すべて被保険者資格取得日以降の期間について保険料を納付済みであることが確認できることから、当該地域は保険料納付の意識の高い地域であったことがうかがえ、申立人についても当該期間の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和38年6月から39年3月までの期間については、B町が保管していた地区の国民年金徴収簿に申立人が国民年金保険料を徴収された記録が確認できない上、申立人に対して、当該期間の納付が可能な上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の父親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年7月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年2月4日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年4月16日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年2月ごろから同年9月ごろまで

昭和20年2月ごろから同年9月ごろまで、A社のB社工場C課で正社員として勤務した期間の厚生年金保険の記録が空白である。同年3月*日の米軍による空襲で、職場が焼失した為、C課は同社D工場に移転し、同年9月まで勤務した。調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和20年2月4日から同年4月16日までの期間については、申立人は、「A社のB社工場C課で、同年3月*日の空襲の直後まで勤務した。」と主張しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿が破損しているため被保険者資格喪失日は確認できないものの、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録（E氏、生年月日・昭和4年*月*日、20年2月4日資格取得）が確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、A社の後身の事業所名であるF社G事業所において、（E氏、生年月日・昭和4年*月*日、20年2月4日資格取得、同年4月16日資格喪失）の同保険被保険者記録が確認できる上、厚生年金保険手帳番号払出簿によると、（手帳番号*、E氏、生年月日・昭和4年*月*日、20年2月4日資格取得日、事業所・H氏）の記載が確認できる。

これらのことから総合的に判断すると、当該未統合記録は申立人の厚生年金保険の記録であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記未統合記録から、30 円とすることが妥当である。

一方、未統合記録の期間を除く申立期間については、A社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は見当たらない上、申立人が一緒に同工場に移ったと主張している元同僚 12 人の氏名も見当たらない。

さらに、A社D工場の複数の元従業員に照会を行ったものの、申立人が厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、当該事業所は既に廃業し、後身の事業所の事業主は当時の記録を保管しておらず、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人が未統合記録の期間を除く申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、未統合記録の期間を除く申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1963

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を50万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

ねんきん定期便で確認したところ、平成18年6月23日にA社から支給された賞与額が、標準賞与額として記録に載っていない。私が保管している賞与支給明細書により厚生年金保険料が賞与から控除されていることは明らかであり、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（50万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和31年1月27日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年5月2日から31年1月27日まで
② 昭和30年5月2日から33年10月1日まで

私は、高校卒業後に勤務したB社を退職した後に、C市が主催する3か月間の実務簿記講習会に参加し、講習会終了後、A社に再就職したが、私の年金記録によると、B社とA社の厚生年金保険被保険者資格取得日が同一日になっている。同社において勤務を開始したのは、私が所持する健康保険被保険者証の資格取得日より昭和31年1月27日であったと思うので、記録を訂正してほしい。

また、A社における厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金を昭和33年11月25日に受給した記録となっているが、そのような手続も受給した記憶も無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する健康保険被保険者証によると、A社の資格取得日は、昭和31年1月27日であることが確認できる。

また、B社及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、共に昭和30年5月2日であり、厚生年金保険被保険者台帳記号番号も同一であることが確認できるが、通常の事務処理において、同一の記号番号を異なる事業所における被保険者に対して付番することは考え難い。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、健康保険の番号に欠番があり、健康保険の番号が前後して記載されていること及び申立人の前後に記載されている被保険者に係る資格取得日が日付順となっていない上、昭和30年5月2日に資格取得していれば必要となる同年10月の定時決定に係る記録も確認できないことから、社会保険出張所（当時）における記録管理が適切であったとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社において昭和31年1月27日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことが認められる。

- 2 申立期間②について、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、昭和30年5月2日から同年10月5日までの被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い上、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない被保険者期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録については、上記のとおり、その記録管理が適切であったとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年10月21日から26年5月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を23年10月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年10月及び同年11月は3,000円、同年12月から24年6月までは4,500円、同年7月から26年4月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年8月1日から23年2月1日まで
② 昭和23年10月21日から26年5月21日まで

私は、昭和22年8月1日から23年10月1日までA社（現在は、B社）に勤務していたが、同社の厚生年金保険被保険者期間が、同年2月1日からとなっており、また、A社に同年10月21日から43年12月1日まで勤務していたが、資格取得日が26年5月21日からとなっており、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、B社が保管する昭和38年2月10日付けの社報によると、申立人が勤続満15年の永年勤続表彰者として記載されていることが確認できる上、同社は、「社報の記載内容からすると、申立人は昭和23年度に正社員として入社したと考えられる。」と回答している。

また、申立人は、「入社した際の自身の従業員コードが「*」であった。」と供述しているところ、B社は、「従業員コードは正社員にしか付与することはなく、最初の二桁は西暦の下二桁であり、後の3桁はその年の入社順の通し番号であるので、申立人は、1948年（昭和23年）に入社したことになる。」と回答している上、従業員コードが「*」であったとする元従業員の

入社日について、同社の人事記録によると、23年10月13日となっており、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

さらに、B社は、「正社員であれば、厚生年金保険に加入させ、厚生年金保険料も給与から控除していたと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②においてA社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和23年10月に厚生年金保険の被保険者資格を取得している、申立人と同年代の元従業員の記録から、同年10月及び同年11月は3,000円、同年12月から24年6月までは4,500円、同年7月から26年4月までは8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているものの、申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格取得届や申立期間②に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和26年5月21日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る23年10月から26年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人は、「昭和22年8月1日からA社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、同社の複数の元従業員の証言により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「申立人の人事記録は確認できないが、申立期間当時に勤務していた従業員の人事記録を見ると、「甲、乙、丙」の記載があり、「甲」になると、「C社員」と記載されていることから、入社と同時に厚生年金保険に加入させていない従業員もいたと思料する。」と回答している上、オンライン記録によると、昭和22年10月に同社に入社したと供述する元従業員二人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、23年2月1日であることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和22年7月から申立期間①を含む23年2月までの間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している元従業員3人を把握し、聞き取り調査を行った結果、二人は、「申立人を記憶しているが、勤務期間は分からない。」と証言している上、残る一人は、「申立人の記憶は無い。」と証言しており、申立人が申立期間①において同社に在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

さらに、上記名簿によると、申立人は、昭和 23 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿においても資格取得日は一致しており、当該記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1966

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年5月30日

ねんきん定期便によると、平成15年5月30日に支払われた役員賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該保険料が年金記録に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した領収書及び平成15年分給与所得の源泉徴収票によると、申立人は、同年5月30日に支給された賞与から、標準賞与額150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立期間に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和28年3月27日、資格喪失日に係る記録を同年4月10日とし、同社C出張所における資格取得日に係る記録を同年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月27日から同年7月1日まで

私は、昭和28年3月27日にA社B支店に入社し、平成7年1月20日に退職するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、同期入社で入社後一緒にC出張所に異動となった同僚は厚生年金保険被保険者記録があるのに、私の申立期間の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書、同社の従業員詳細情報及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、D健康保険組合から提出された加入証明書によると、申立人は昭和28年4月1日の同組合設立時から加入していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同期入社したとする元同僚のA社B支店に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和28年3月27日であることが確認できる上、申立人と同期入社で、同年4月に一緒に同社C出張所(後のC支社)に異動したとする元同僚の同社C支社に係る資格取得日は同年4月10日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社で継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和28年7月の社会保険事務所（当時）の記録及び同期入社者の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間における厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難く、また、事業主が申立人に係る資格取得日を昭和28年4月10日として届け出たにもかかわらず社会保険事務所がこれを同年7月1日と誤って記録することは考え難い。これらのことから、事業主から当該社会保険事務所へ申立てどおりの資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る28年3月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、平成2年11月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、申立期間において賞与（4万7,887円）が支給されており、かつ、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人の同社における申立期間に係る標準賞与額を、4万7,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月12日

育児休業中の申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無い。勤務先のA社が、社会保険事務所(当時)へ、育児休業者の賞与支払届が未提出であったことが分かり、厚生年金保険料は控除されないが、このままでは年金額に反映されないと聞いたので申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賞与明細書及び賃金台帳から、申立人は、平成18年12月12日に同社から賞与の支払いを受けていることが認められる。

また、オンライン記録及びA社が保管する健康保険厚生年金保険育児休業取得者確認通知書により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料にかかる標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳における当該賞与額から、4万7,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、平成10年10月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、申立期間において賞与（10万798円）が支給されており、かつ、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人の同社における申立期間に係る標準賞与額を、10万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月12日

育児休業中の申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無い。勤務先のA社が、社会保険事務所(当時)へ、育児休業者の賞与支払届が未提出であったことが分かり、厚生年金保険料は控除されないが、このままでは年金額に反映されないと聞いたので申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賞与明細書及び賃金台帳から、申立人は、平成18年12月12日に同社から賞与の支払いを受けていることが認められる。

また、オンライン記録及びA社が保管する健康保険厚生年金保険育児休業取得者確認通知書により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料にかかる標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳における当該賞与額から、10万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、平成6年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、申立期間において賞与（18万144円）が支給されており、かつ、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人の同社における申立期間に係る標準賞与額を、18万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月12日

育児休業中の申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無い。勤務先のA社が、社会保険事務所(当時)へ、育児休業者の賞与支払届が未提出であったことが分かり、厚生年金保険料は控除されないが、このままでは年金額に反映されないと聞いたので申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賞与明細書及び賃金台帳から、申立人は、平成18年12月12日に同社から賞与の支払いを受けていることが認められる。

また、オンライン記録及びA社が保管する健康保険厚生年金保険育児休業取得者確認通知書により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料にかかる標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳における当該賞与額から、18万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、昭和63年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、申立期間において賞与（33万4,623円）が支給されており、かつ、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人の同社における申立期間に係る標準賞与額を、33万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月7日

育児休業中の申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無い。勤務先のA社が、社会保険事務所(当時)へ、育児休業者の賞与支払届が未提出であったことが分かり、厚生年金保険料は控除されないが、このままでは年金額に反映されないと聞いたので申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賞与明細書及び賃金台帳から、申立人は、平成18年7月7日に同社から賞与の支払いを受けていることが認められる。

また、オンライン記録及びA社が保管する健康保険厚生年金保険育児休業取得者確認通知書により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料にかかる標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳における当該賞与額から、33万4,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、平成6年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、申立期間①及び②において賞与（17年12月12日は44万6,580円、18年7月7日は3万8,740円）が支給されており、かつ、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人の同社における申立期間に係る標準賞与額を、17年12月12日は44万6,000円、18年7月7日は3万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月12日
② 平成18年7月7日

育児休業中の申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無い。勤務先のA社が、社会保険事務所(当時)へ、育児休業者の賞与支払届が未提出であったことが分かり、厚生年金保険料は控除されないが、このままでは年金額に反映されないと聞いたので申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賞与明細書及び賃金台帳から、申立人は、平成17年12月12日及び18年7月7日に同社から賞与の支払いを受けていることが認められる。

また、オンライン記録及びA社が保管する健康保険厚生年金保険育児休業取得者確認通知書により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効

によって消滅した保険料にかかる標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された貸金台帳における当該賞与額から、平成17年12月12日を44万6,000円、18年7月7日を3万8,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、平成元年6月29日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、申立期間において賞与（9万4,992円）が支給されており、かつ、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人の同社における申立期間に係る標準賞与額を、9万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月7日

育児休業中の申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無い。勤務先のA社が、社会保険事務所(当時)へ、育児休業者の賞与支払届が未提出であったことが分かり、厚生年金保険料は控除されないが、このままでは年金額に反映されないと聞いたので申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賞与明細書及び賃金台帳から、申立人は、平成18年7月7日に同社から賞与の支払いを受けていることが認められる。

また、オンライン記録及びA社が保管する健康保険厚生年金保険育児休業取得者確認通知書により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料にかかる標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳における当該賞与額から、9万4,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、昭和61年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、申立期間において賞与（14万8,302円）が支給されており、かつ、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人の同社における申立期間に係る標準賞与額を、14万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月12日

育児休業中の申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無い。勤務先のA社が、社会保険事務所(当時)へ、育児休業者の賞与支払届が未提出であったことが分かり、厚生年金保険料は控除されないが、このままでは年金額に反映されないと聞いたので申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賞与明細書及び賃金台帳から、申立人は、平成18年12月12日に同社から賞与の支払いを受けていることが認められる。

また、オンライン記録及びA社が保管する健康保険厚生年金保険育児休業取得者確認通知書により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料にかかる標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳における当該賞与額から、14万8,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、平成13年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、申立期間において賞与（8万9,405円）が支給されており、かつ、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人の同社における申立期間に係る標準賞与額を、8万9,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月12日

育児休業中の申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無い。勤務先のA社が、社会保険事務所(当時)へ、育児休業者の賞与支払届が未提出であったことが分かり、厚生年金保険料は控除されないが、このままでは年金額に反映されないと聞いたので申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賞与明細書及び賃金台帳から、申立人は、平成18年12月12日に同社から賞与の支払いを受けていることが認められる。

また、オンライン記録及びA社が保管する健康保険厚生年金保険育児休業取得者確認通知書により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料にかかる標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳における当該賞与額から、8万9,000円とすることが必要である。

兵庫厚生年金 事案 1976

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月25日から同年7月1日まで

私は、昭和43年5月1日から平成3年3月31日までA社に継続して勤務していたので、昭和47年6月25日から同年7月1日の間の年金記録が欠落している理由が分からない。同社B課に問い合わせ、在籍していたことの証明書も受け取っているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した証明書、人事記録及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が、昭和43年5月1日から平成3年3月31日までA社に継続して勤務（昭和47年7月1日に同社B課からC工場に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立人のA社B課における申立期間に係る標準報酬月額については、昭和47年5月の社会保険事務所（当時）の記録から6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

兵庫厚生年金 事案 1977

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月30日から同年9月1日まで

私は、昭和36年4月にA社に入社し、53年8月まで同社B支店に勤務していた。転勤等は無く、給与は毎月支払われており、厚生年金保険料も控除されていたはずである。

ところが、昭和37年5月30日から同年9月1日までの厚生年金保険の加入期間が抜け落ちているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間において、A社B支店に在籍していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社B支店は申立期間直後の昭和37年9月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できる。

また、申立人と同様にA社から同社B支店に異動した同僚二人の雇用保険の記録は継続しており、当該同僚二人の厚生年金保険被保険者記録は、申立期間と同じ期間が空白となっている。

以上のことから、A社は、申立人が在籍していた同社B支店を独立した厚生年金保険の適用事業所とするための手続きを行い、申立人に係る資格喪失日を昭和37年5月30日として届出を行ったが、新規適用の時期が遅れたために、申立人の資格取得日が同年9月1日となり、申立人の被保険者期間に空白が生じたものと考えられる。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情も含めて総合的に判断すると、申立人の厚生年金保険料は引き続きA社により給与から控除されていたと認められ、同社B支店が適用事業所となるまでの期間については、同社で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

また、申立人のA社に係る申立期間の標準報酬月額については、昭和37年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの期間及び42年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和42年4月から同年9月まで

年金を受給する際、A社会保険事務所（当時）で調べてもらったところ、職員から、「制度が始まったときから納付されています。」と言われた覚えがある。また、昭和36年4月から41年3月までの期間については、既に死亡した母親が私に「国民年金はもう納付してあるから。」と言っていたこともよく覚えており、加入手続も保険料の納付も母親が行ってくれていた。当時は、最近のように年金のことが話題になっておらず、若かったので、すべて母親に任せていた。42年4月から同年9月までについては、納付書により郵便局で保険料を支払っていたのではないかと思う。

A社会保険事務所の職員の言葉と、母の言葉を信じていたのに、申立期間の保険料納付が確認できないと回答された。家計簿や領収書は手元に無く、証明することができないが、職員や母親の言葉から、そんなはずはないと思う。私の年金記録を詳しく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和41年8月22日に払い出されており、申立人の兄、義姉及び妹の同手帳記号番号も同日に申立人と連番で払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころに加入手続を行ったものと推認される。申立人の兄、義姉及び妹のいずれも、申立期間①の期間の保険料が未納となっている上、申立人を含めた4人全員の昭和41年度の保険料が納付済みとなっていることから、申立人は、このころから保険料の納付を開始したものと考えられる。

また、B市が管理する国民年金保険料収納記録において、申立人の申立期間に係る保険料を納付した記録は確認できず、オンライン記録及び申立人の国民年金被保険者原票においても、申立期間について保険料を納付したことは確認できない上、申立人に対して昭和54年3月19日に払い出された別の国民年金手帳記号番号に係る同被保険者原票によれば、41年4月から42年3月までの納付記録について56年2月21日に転記充当した旨の記載が見られるが、申立期間を含むほかの期間について納付記録を充当した旨は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、詳細については不明である。

加えて、申立人は、昭和42年4月ごろにB市からC市へ転居したとしているが、その際、国民年金に関する手続きを行ったかどうかの記憶は曖昧であり、同市が保管する記録においても、申立人が申立期間②に係る国民年金保険料を納付したことは確認できない。

このほか、申立人に対して申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から50年3月までの期間及び同年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月から50年3月まで
② 昭和50年7月から同年12月まで

昭和47年11月にA県からB市に転居し、C店を開業した。当時の夫は、同月までC社に勤務しており、退職後、しばらくは国民年金に未加入だったが、自営業になり国民年金の加入が義務づけられたので、夫と一緒に加入手続を行った。退職後、しばらくしてから加入したため、さかのぼって納付した記憶があり、夫は未納分を全部納めたと言っていた。

また、昭和50年7月から6か月分が未納となっているが、この期間は夫が保険料を納付していたのを見ていたので、未納は絶対にあり得ない。年金記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人はさかのぼって納付した記憶があるとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及びその元夫の同手帳記号番号は、昭和50年1月23日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点では申立期間①については過年度納付及び現年度納付が可能な期間であるが、申立人は、納付した保険料額等の具体的な記憶は無いとしている。

また、申立期間②については、申立人は金融機関で納付書により保険料を納付していたのではないかとしているところ、金融機関において納付した複数回の納付記録が漏れるとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料は元夫が納付していたとしており、申立人自身は直接納付に関与しておらず、その元夫から、申立期間の保

険料納付の状況について確認することができないため、具体的な状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から49年12月まで

私は、加入時期の記憶は定かではないが、老後のことを考えて市役所に行き、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、郵便局や市役所で納付していたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和50年3月27日に払い出されていることが確認でき、申立人の所持する年金手帳及び国民年金被保険者台帳においても、申立人の国民年金任意加入被保険者の資格取得日は同年4月16日で一致していることが確認できることから、申立人の国民年金加入記録について、行政上の記録管理の不自然さはない。

また、国民年金の任意加入被保険者は、制度上、さかのぼって国民年金に加入し保険料を納付することができないところ、申立期間は未加入期間と記録されていることが確認できる上、上記、国民年金手帳記号番号の払出しの状況から、申立人が、申立期間の国民年金保険料の納付を行えたとは考え難い。

さらに、申立人が国民年金に加入したとしている昭和46年ごろに、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から50年3月まで

私は、昭和44年11月の結婚を契機に市役所で手続を行い、夫婦そろって国民年金と国民健康保険に加入した。保険料の支払いは、当時取引をしていたA銀行B支店の口座から、毎月口座振替で納付していた。また、毎年、確定申告の白色申告用紙に、当時納付していた証明書（年金保険料、健康保険料）や医療機関の領収書を一緒に貼^はり付けて税務署に提出していたことを記憶している。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年11月に婚姻後、夫婦一緒に国民年金に加入し、保険料を納付していたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は50年12月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、このころに加入手続を行ったものと推認できる上、国民年金被保険者原票及び市の国民年金被保険者台帳において、申立期間の保険料は夫婦共に未納であることが確認でき、また、申立期間に係る別の同手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

さらに、保険料の納付を行っていたとする申立人の妻は、国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしている上、昭和44年12月からA銀行B支店で、毎月口座振替で納付していたとしているが、市によると、その当時、現年度分の保険料については、国民年金手帳に印紙を貼^{ちようふ}付する方法でしか納付できなかったとしており、申立人の妻の記憶内容と相違する。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から40年3月まで
私の妻が、昭和40年2月に、A市役所で男性職員から国民年金に加入するよう勧められ、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行った。
その後、申立期間の保険料は1年間に3回に分け、1回6,000円以上を同市役所で納付していたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、昭和40年2月に国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、申立人の同手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入状況から、42年1月ごろに夫婦連番で払い出されていることが推認でき、申立人の記憶と相違する上、それ以前に、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、市の国民年金被保険者名簿の検認記録を見ると、申立人は、昭和40年度の国民年金保険料を昭和42年3月2日に一括して過年度納付していることが確認できるが、申立期間の昭和36年度から39年度までの欄に「時効消滅」と押印されていることが確認できることから、申立期間は、時効により納付することができなかったものと推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から40年9月までの期間、57年10月から58年10月までの期間及び61年2月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月から40年9月まで
② 昭和57年10月から58年10月まで
③ 昭和61年2月から62年3月まで

昭和37年7月にA店を退職後、B町役場で国民健康保険の加入と同時に国民年金にも加入した。その後、送られてきた納付書で役場の窓口又は郵便局で保険料を納めていた。(申立期間①)

また、昭和57年に会社を退職後、失業保険を受けていたが、厚生年金保険の無いC市の会社に就職した後の58年10月ごろに納付書が自宅に送られてきて、D市役所のE支所で約7万円の保険料をまとめて納付した。(申立期間②)

さらに、昭和63年2月又は3月ごろにF市の自宅へ市役所から来たという男性が訪問し、これまでの未納期間と60歳までの保険料を納めるように言われ、その後、郵送で納付書が送られてきたので、銀行で約10万円を引き出し、手元の現金と合わせて市役所の窓口で一括して保険料を納めた。その時、12万2,000円と書かれた領収書を見たことを記憶している。(申立期間③)

これらの期間について、保険料の納付記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同番号の前後の任意加入者の資格取得日により、昭和42年4月ごろに払い出されていることが確認でき、このころに加入手続が行われたと推認できることから、申立期間①のうち、37年7月から40年3月までの期間は、時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立期間①のうち、昭和40年4月から同年10月までの期間については、申立人が所持する領収書から、申立人は同年11月から41年12月までの保険料を42年6月7日に、同年1月から同年3月までの保険料を同年12月18日に過年度納付していることが確認でき、これら領収書に押印されている領収日及び申立期間①より後の保険料納付済み期間の納付日を見ると、約半年ごとに、それぞれ任意の期間の保険料を納付していることが確認できるが、当該期間の保険料の納付については確認できない。

申立期間②については、申立人は昭和58年10月ごろにD市役所のE支所(D市によると、E支所は存在しないが、G地区の同市機関としてH出張所が該当するとしている。)で、57年10月から58年3月までの過年度保険料及び同年4月から同年10月までの現年度保険料を合わせて約7万円を納付したと主張しているが、同市によると、市の出張所で過年度保険料を扱うことは無かったとしており、また、申立期間②の保険料総額は10万3,450円となることから、申立人の記憶する金額と相違する。さらに、申立人は当時、厚生年金保険の受給要件を満たしており、制度上、国民年金の任意加入被保険者となるが、申立人はこのころに加入手続を行った記憶は無く、申立人に対して保険料の納付書が送付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間③についても、申立人は、昭和61年2月から申立人が60歳に到達する前月の62年*月までの保険料を63年2月又は3月ごろにまとめてF市役所で納付したとしているが、申立期間③は、申立人がI市に住所を置いていた期間であり、同市役所で納付できる保険料はJ市に在住していた期間に係る現年度の保険料となるため、申立期間③に係る保険料は、制度上、同市役所で納付することができない。また、申立人は、61年2月から62年10月までの保険料として12万2,000円を納付したと主張しているが、当該期間の保険料総額は15万480円となることから、申立人の記憶する金額と相違する。さらに、申立人は、I市において国民年金の加入手続は行っておらず、オンライン記録によると、申立人が同市に住所を置いていた期間の保険料の納付記録は確認できない。

このほか、申立期間①、②及び③について、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から50年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から50年4月まで

私は、若いころに仕事を辞めてからずっと国民年金保険料を払ってきたと思っていたが、ねんきん特別便が来て、保険料の未納期間があることを知った。仕事を辞めた時に、国民年金の加入通知が来たようなことや、社会保険事務所（当時）から、「1回でも保険料を掛けていないと、将来困りますよ。」と言われたような覚えがあり、自治会又は婦人会が自宅に集金に来ていたように思う。

年金手帳についても、グレーのような色と赤い色の2冊を随分前に1冊にまとめられたような記憶がある。

転居して領収書も処分してしまっているもので、証明するものは無く、記憶も少ないが、保険料を払い続けてきた覚えがあるので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

市の保管する国民年金手帳払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和50年5月7日に払い出されていることが確認でき、国民年金被保険者原票及び申立人の所持する年金手帳の記載から、申立人は、同日に任意加入被保険者として資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付できない期間となる上、オンライン記録及び市の保管する記録においても、申立期間に係る納付記録は無く、申立期間に申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金への加入契機について、会社退職後に加入を促す通知があったことを挙げているところ、市では、厚生年金保険の被

保険者資格の取得及び喪失について把握していなかったため、会社退職に伴う国民年金の加入通知は行っていなかったとしており、年金事務所においても、申立期間当時、国民年金手帳記号番号と厚生年金保険の被保険者番号はそれぞれ別に管理していたため、被保険者資格の取得及び喪失については連動しておらず、申立人が記憶するような通知は行っていないとしている。

さらに、申立人は、それまで2冊所持していた国民年金手帳を1冊にまとめられたと主張しているが、同手帳の色に関する記憶があるものの、その詳細についての記憶は無く、統合された時期や場所についても不明であることから、当該申立内容を確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金加入手続について明確な記憶が無い上、当該期間の保険料は集金人による徴収であったとしているが、市では、制度開始当初から平成13年度まで納付組織（集金人）による徴収方法を継続していたとしており、申立人が任意加入して保険料を納付していた期間もこれに含まれることから、当該内容が申立期間中の徴収方法であったと特定することはできない。

このほか、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1978

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から27年2月1日まで

私は、A社B支店（現在は、A社C支店）に昭和26年4月1日から勤務し、同年10月1日に本採用となったのに、厚生年金保険被保険者資格の取得日が27年2月1日になっていることに納得できない。よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店の在籍証明書及び雇用保険被保険者記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和26年10月1日から27年2月1日までの期間について、A社B支店に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、複数の元同僚のA社B支店に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は、A社に係る雇用保険被保険者資格取得日より2か月から6か月後となっていることが確認でき、当該事業所において、申立期間当時、厚生年金保険被保険者資格取得日と雇用保険被保険者資格取得日を必ずしも一致させて事務手続を行っていなかったことが確認できる。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、元従業員が所持していた昭和44年4月のD労働組合B分室の組合員住所録、及びオンライン記録により、申立期間前後に被保険者資格を取得している元従業員45人のうち所在が確認できた19人に申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、13人（社会保険事務手続及び給与事務担当者を含む。）から回答があり、申立人が申立期間において同社に在籍していたとする証言もあったものの、元社会保険事務手続担当者の二人は、「入社当初1年間程度は試用期間があり、その間厚生年金保険の加入手続はしていなかった。」と証言している上、上記社会保険事務手続担当者を含む複数の元従業員は、「入社当初は試用期間があ

り、入社当初の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。」と証言している。

これらのことから判断すると、申立期間当時、A社B支店においては、正社員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させず、入社してから相当期間経過後に加入させる取扱いであったと考えられる。

さらに、元給与計算担当者は、「厚生年金保険に加入していない期間について、給与から保険料を控除することはなかった。」と証言している上、A社C支店によると、「申立人の勤務実態や保険料控除の状況が確認できる資料は見当たらない。」と回答しており、当時の社会保険の加入状況及び保険料控除等について確認することができない。

加えて、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に申立人の氏名の記載は無い等、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点も見られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1979

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月 22 日から同年 10 月 22 日まで
40 年前の資料など何も無いが、私は、新聞の求人欄を見て応募し、申立期間に A 社で勤務し、厚生年金保険に加入しているはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について A 社で勤務していた。」と主張している。

しかし、申立人は、A 社の、元事業主や元同僚の氏名を記憶していないことから、当該事業主や当該同僚に申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、オンライン記録によると、A 社は厚生年金保険の適用事業所であることは確認できない上、類似する名称の適用事業所も見当たらない。

さらに、所在地を管轄する法務局においても A 社やこれに類似する法人の商業登記簿は見当たらず、申立期間の雇用保険の記録も確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から27年3月31日まで

私は、昭和25年4月にA社（現在は、B社）に入社し、27年3月に大学に入学するため退職したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、兄の紹介で、高校の同級生と一緒にA社に入社し、継続して勤務していた。」と主張しているところ、申立人の兄の証言及び申立人が一緒に入社したと主張する同級生の被保険者記録が同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において確認できることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「当時の資料が残っていないため、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和25年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年4月1日から同年11月30日までの期間は同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を取得している元従業員が24人確認できるが、そのうち連絡先の判明した3人のうち、申立人が高校の同級生と一緒に同社に入社したとする元同僚は既に亡くなっている上、申立期間当時同社において経理及び庶務事務を担当していた元従業員は、「申立人を記憶していない。」と証言しており、申立人の厚生年金保険料の控除等について具体的な証言を得ることができない。

加えて、上記名簿によると、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1981

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 19 日から 41 年 5 月 1 日まで
亡き夫は、A社（現在は、B社）でずっと働いていたので、申立期間についても厚生年金保険に加入していたはずである。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和 33 年 4 月 19 日から 48 年 1 月 1 日までの期間、申立期間を除き、毎年、3 月から 6 月までの間にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、翌年 1 月又は 2 月に同資格を喪失する手続を繰り返しているところ、同社の元従業員 10 人が、「申立人は、現場の監督の立場にあったので、毎年、季節雇用の繰り返しで働いており、申立期間当時も働いていたと思う。働いていた期間は、例年どおり、その年の 5 月あるいは 6 月から同年の年末までではないか。」と証言していることから、申立期間のうち、39 年 5 月ごろから同年末ごろまでの期間及び 40 年 5 月ごろから同年末ごろまでの期間に、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社が保管する同社従業員の健康保険厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失状況を記録した資料によると、申立人は申立期間の始期である昭和 39 年 1 月 19 日に被保険者資格を喪失した後、申立期間の終期の 41 年 5 月 1 日に再度、同資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、A社の申立期間当時の事業主及び事務担当者は既に死亡しており、これらの者に対して申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について照会することができないことから、申立人と同様、申立期間の

前後に、同社に係る厚生年金保険被保険者記録を有し、申立期間に同被保険者記録の無いことが確認できる元従業員のうち、連絡のとれた8人に当時の状況を確認したところ、3人が「当該期間当時もA社で勤務していた。」と供述しているものの、いずれの者からも、当時の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の状況についての証言は得られない。

さらに、当該元従業員3人のうちの1人を含むA社の元従業員4人は、「同社の従業員の中には、保険料が高いので、厚生年金保険に加入しない人がいた。」と証言しており、このうちの一人は、「加入手続をしない人の給与から厚生年金保険料を控除するような会社ではない。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月1日から34年6月1日まで
② 昭和34年12月29日から35年12月29日まで

私は、昭和31年4月1日から35年12月28日までA社で仕事をしていましたが、年金記録によると、私の当該事業所における厚生年金保険の加入記録は34年6月1日から同年12月29日までの期間しか無い。

私は、昭和34年6月1日より前から健康保険証を使って歯科医に通っていた記憶もあるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間①及び②にA社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①については、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和34年6月1日以前の期間であることが確認できる上、申立人を含む8人が同日に資格を取得していることが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和34年6月1日より前に従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたかについては、同年4月から同社で勤務していたとしている元同僚は、「記憶していない。」と供述しているほか、他の元従業員からも、同社が厚生年金保険適用事業所となる前の給与から厚生年金保険料が控除されていたとする証言は得られない。

さらに、申立人が申立期間①において通っていたと主張する歯科医の所在地を特定することができないことから、申立人が使用していたとする健康保険証について確認することができない。

申立期間②は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった後の期間であり、オンライン記録によると、申立人は昭和34年6月1日から同年12月29日ま

で当該事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できるものの、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が申立期間②における元同僚として記憶している3人の氏名が無い。

また、オンライン記録によると、A社の元従業員の一部が、申立人と同じ昭和34年12月29日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、上記の3人とは別の元同僚は、当該元従業員について、「彼は、私が36年2月にA社を退職した時にはまだ同社に在籍していたと思う。」と証言していることから、同社においては、在籍期間中に厚生年金保険被保険者資格を喪失した従業員がいたことがうかがえる。

これらのことから判断すると、当該事業所では、必ずしも従業員の全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、加入していた従業員についても在籍期間中に資格喪失させることがあったことがうかがえる。

さらに、A社の当時の事業主及び同社において社会保険関係の事務を行っていた者の所在が不明であることから、申立人の当時の厚生年金保険の加入状況について確認することができない上、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 9 月 1 日から同年 11 月 30 日まで

私は、平成 8 年 9 月 1 日に、A 社に正社員として入社し、11 年 6 月に退職するまでの間、B 担当として継続して勤務していたと記憶しているにもかかわらず、入社当初の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、A 社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、申立期間に同社の厚生年金保険被保険者資格を有する元事業主及び元従業員の証言により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、人事記録等の資料は処分しており、社会保険の手続については不明である。」と証言している上、当時の経理及び総務を担当していた元従業員は、「申立人は、引き抜きで入ったので、すぐに正社員になったと思うが、雇用保険及び社会保険の手続については、資料も無く不明である。」と証言していることから、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立人の雇用保険の被保険者記録によると、A 社における雇用保険の被保険者資格取得日は平成 8 年 11 月 26 日であることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、当初、雇用保険の被保険者資格取得日と同日の平成 8 年 11 月 26 日と記録されていたところ、9 年 2 月 26 日付けで 8 年 12 月 1 日に訂正されており、日本年金機構 C 事務センターは、「事業所から訂正届が提出されたため、資格取得日を訂正したものと考えられる。」としている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1984

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月1日から28年11月1日まで

私はA社を退職後、B社C出張所に移り、切れ目なく働いた。厚生年金保険の記録が中断しているのは納得できない。調査の上、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の証言により、申立人が申立期間ごろからB社C出張所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社C出張所は、昭和28年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、新規適用時の被保険者は申立人を含め5人が確認できるところ、申立人以外の4人はいずれも既に死亡または所在不明のため、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記被保険者名簿において被保険者資格が確認でき、所在が確認できる元従業員7人に対し、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険の加入状況について照会し、4人から回答を得たものの、いずれもB社C出張所が厚生年金保険の適用事業所になった後の入社であり、「申立人の申立期間の勤務実態等については分からない。」と回答している。

さらに、B社C出張所の親会社であるB社の被保険者名簿においても申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金

保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1985 (事案 167 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月13日から同年7月10日まで
A丸に乗船し、漁に出たが、1航海は3か月間ほどかかり、4航海乗船しているので年金記録は12か月あるはずである。8か月の年金記録は納得できない。調査の上、記録訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年3月13日から40年7月18日までの期間についてA丸に乗船し、1航海あたり約8か月の漁期間であったとして3航海乗船したとの申立てを行い、当該申立期間に係る申立てについては、i) 元同僚二人の証言からは当該期間における勤務実態及び船員保険料の控除の有無について証言や証拠を得ることはできないこと、ii) 1航海に係る期間について元同僚及び漁業関係者の証言と相違していること、iii) 雇用保険の加入記録とオンライン記録が一致していること、iv) 事業主の所在は不明であり当該期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないこと等から、当委員会の決定に基づき、年金記録のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成20年9月22日付けで通知が行われている。

申立人は、今回新たに、申立期間を短縮し、昭和39年3月13日から同年7月10日までの期間についてA丸に乗船し、1航海あたり約3か月の漁期間であったとして4航海乗船したとの申立てを行い、B船員組合が保管するA丸に係る船員保険被保険者名簿及び住所録を資料として提出したが、同名簿により申立期間にA丸に係る船員保険被保険者記録を有する元乗組員21人を把握し、所在の確認できた10人のうち、今回新たに7人に追加照会し、3人から回答(前回分を合わせると5人から回答)を得たものの、申立人の申立期間における勤務実態及び船員保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得るこ

とができない。

また、当該複数の元同僚は、「申立人の記憶は無い。昭和39年3月から同年6月までの期間は、国内で漁を行っていた期間であり外洋していない。国内での漁の期間は1航海あたり1か月程度であり、2航海した。漁の期間以外は、船の整備をしていた。同年7月は船の整備期間であり、次の漁に出る直前で私は下船した。」、「39年3月ごろは国内で漁をしていた。同年7月、船はドック入りしており、整備終了後、私は下船した。」と、それぞれ証言しているが、申立人からは、「39年*月に航海中に、無線で長男の誕生を知った。」とする供述以外に、国内での漁に関する具体的な供述は得られず、同僚の証言内容と相違している。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1986

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 21 日から 34 年 10 月 11 日まで
私は、脱退手当金を受給した覚えは無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性68人について調査したところ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日の前後4年以内に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしていた19人中、18人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち17人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がされている上、申立人の元同僚二人によると、「会社から脱退手当金の説明を受け、退職後、実家の近くの郵便局で受領した。」、「脱退手当金を会社から現金で受領した。」とそれぞれ証言していることなどから、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和35年2月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立期間に係る脱退手当金の支給決定当時は通算年金制度創設前であり、年金を受給するためには厚生年金保険に20年以上加入する必要があったことから、申立期間に係る事業所を退職する時点で厚生年金保険の加入期間が約3年半であり、その後厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金

を受給することについての不自然さのほうがえない上、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。